

イタリア損害保険業法における事業開始の条件

岡田豊基

はじめに

- 一 損害保険業法の法理
 - 一―一 保険業法の変遷
 - 一―二 損害保険業法の適用範囲
 - 一―三 保険監督機関
 - 二 事業開始の条件
 - 二―一 損害保険業法における体系
 - 二―二 事業開始の条件
 - 三 認可および認可拒否
 - 三―一 事業開始の認可
 - 三―二 認可の拒否
 - 三―三 免許の失効
- おわりに

イタリア損害保険業法における事業開始の条件 岡田

はじめに

近年、銀行および証券の兼業問題が大きくクローズアップされ、金融業界はここに大変革の時代を迎えている。このような大きなうねりの中で、生命保険会社はその矛先を生活保障産業へと向け、損害保険会社はいわゆる積立型商品の急激な販売増加により、短期金融機関から中期のそれへと脱皮を図ろうとしており、保険会社自体も大きく変貌を遂げようとしている。また、保険業界の流れは、他の金融機関との兼業および生保・損保の兼営の認可へと進みつつあり、さらにロイズをはじめとする外国企業の本格的な事業参加が具体化しているなど、保険事業を取り巻く環境はますます敵しくなりつつある。これに対し、保険審議会をはじめとし、保険業界および学会では、将来の保険事業のあるべき姿を探りつつ、自己資本規制の導入をはかるなど、保険業法について様々な側面から大規模な改正作業がなされており、保険業法の研究はこれまで以上にその必要性を増大させている。

かかる動きの中で、日本の産業界は一九九二年のEC市場統合を日本経済に多大の影響を与える要因として位置づけ、保険会社もこれに向け対応策を講じている。周知のごとく、EC市場統合は一九五七年のローマ条約にその源を発し、EC市場経済の自由化を図り、流通の促進を目的とするものである。保険事業では「営業の自由」(同条約五二条〜五八条)および「サービス提供の自由」(五九条〜六六条)の原則に基づき、損害保険・生命保険について各種の理事会指令が発令され、加盟各国は国内事情による違いを考慮しながら、それらにほぼ準拠した国内法を制定している。

以上のことから、日本の保険業法の検討に際し、市場統合に向けたEC加盟各国の保険監督法または保険業法の比較研究は、我々に様々な示唆を与えてくれるものと考ええる。主要加盟国のうち、イギリス・ドイツおよびフランスの保険監督法については、これまで多くの有益な研究がなされてきた。しかし、ECのオリジナルメンバー・G7加盟国であり、近年めざましい経済発展を遂げているイタリアのそれについては、独自の保険制度ならびに法体系があるにもかかわらず、ほとんど顧みられることはなかった。⁽²⁾そこで本稿はイタリア保険業法に視座を定め、その内容を紹介し、今後の日本の保険業法研究の足掛りにすることを目的とするものである。

(1) 各指令の内容およびそれに関する文献については、石田 満「ECにおける保険監督法の調整——日本保険業法と対比して——」上智法学論集第三〇巻第二号第三号合併号、昭和六二年三月、三頁以下、その後の展開については、倉田久「EC統合と生命保険業界」保険学雑誌第五二八号、平成二年三月、一頁以下、小池青史「ECにおける損害保険市場の統合」同、一三頁以下、栗山泰史「製造物責任に係るEC指令」同、四八頁以下、山下友信「ECにおける保険法の調整」ジュリスト九六一号、一五〇頁以下を参照。

(2) イタリア生命保険事情については、出口治明「EC諸国 イタリア」『生命保険新実務講座(八) 外国事情』生命保険新実務講座編集委員会・財団法人生命保険文化研究所編、二四六頁以下、有斐閣、一九九〇年一月を、そして損害保険事情については、笹本昌幹「ヨーロッパ各国の損害保険事情 V イタリア」『損害保険実務講座(一) 損害保険法と市場』東京海上火災保険株式会社編、三六二頁以下、有斐閣、一九八三年三月を参照。

一 損害保険法の法理

一―一 保険業法の変遷

イタリアの現行保険業法は、一九七八年六月一〇日法律第二九五号「損害私保険業に関する新法規 (Nuove norme per l'esercizio delle assicurazioni private contro i danni)」(以下、七八年法とする)⁽¹⁾と、一九八六年一〇月二二日法律第七四二号「生命私保険業に関する新法規 (Nuove norme per l'esercizio delle assicurazioni private sulla vita)」(以下、八六年法とする)⁽²⁾である。前者は一九七三年七月二四日の損害保険第一次指令(以下、七三年指令とする)に、後者は一九七九年三月五日の生命保険第一次指令(以下、七九年指令とする)に基づいて制定されたものである。

このふたつの保険業法が制定されるに至った経緯を見るために、イタリア保険事業に関する制定法(広義の保険業法)⁽³⁾の変遷を概観する。まず、イタリアにおける保険事業に対する実質的な監督規制は、一九二三年四月二九日勅令法第九六六号(以下、二三年勅令法とする)⁽⁴⁾。なお、一九二五年一月四日勅令第六三号(以下、二五年勅令とする)⁽⁵⁾により改正)に始まる。この二三年勅令法は、主として生命保険事業に対する監督規制にウェートを置いて規定したものであるが、この制定により、それまで一九一二年四月四日法律第三〇五号に基づき INA (Istituto Nazionale delle Assicurazioni) が独占していた生命保険事業は、国家の監督規制の下、INA および保険企業により営まれることになったのである。つぎに、民商法の統一を図った一九四二年民法典 (Codice civile)⁽⁶⁾ の中に

第四編第三章第二〇節「保険」(一八八二条〜一九三二条)をはじめとする規定が制定された⁽⁷⁾。同法の中には保険会社に関する規定が若干数含まれているが、本節の内容は保険契約が中心である。その後イタリアは一九五三年にEC加盟国となり、その経済活動はECという大きな枠の中に組み込まれることになったのである。この結果、まず保険事業に関する既存法規を統合する形式で、一九五九年二月一三日共和国大統領令第四四九号「私保険業法の統一法典(Testo unico delle leggi sull'esercizio delle assicurazioni private)(以下、統一法典とする⁽⁸⁾)」が制定された。そして、その後各EC理事会指令に従いながら、一九七八年に現行の損害保険業法が、一九八六年には生命保険業法が、それぞれ二五年勅令および統一法典に代わる保険企業の組織法として制定されたのである。その間にイタリア政府は保険業界の再編をめざして、一九八二年八月一二日法律第五七六号「保険監督の改革(Riforma della vigilanza sulle assicurazioni)」(以下、八二年法とする⁽⁹⁾)により私保険公益保険監督機関(Istituto per la vigilanza sulle assicurazioni private e di interesse collettivo, ISVAP)を設立し、監督官庁である商工省(Ministero dell'industria, del commercio e dell'artigianato)がそれまで有していた保険事業に対する監督権限の多くを、この機関に移譲したのである。

ところで、このようにして現行のふたつの保険業法に取って代わられた二五年勅令および統一法典は、部分的にはあるが、ともにいまだその効力を有していることに注意しなければならない。つまり、現行業法は二五年勅令および統一法典を完全に廃止したのではなく、それまでの原則を維持しながら、EC指令との調整を図るために新しい原則を取り入れたのである。ふたつの現行業法が優先適用されることはいうまでもないが、それらはそれぞれ

れ二五年勅令および統一法典を準用する旨の規定を有している。⁽¹⁰⁾ また、現行業法には準用規定はないが、制度として残存するもの(例・私保険諮問委員会(Commissione consultativa per le assicurazioni private))については、二五年勅令または統一法典が適用される。したがって、イタリアの保険業法を検討する場合には、損害保険および生命保険とも現行業法のほか、二五年勅令および統一法典をもその対象としなければならないのである。⁽¹¹⁾

なお、本稿では七八年法の内容を検討することと定める。つまり、生命保険業法である八六年法は七八年法をもとにして制定されており、またイタリア生命保険に特有の制度が、他のEC加盟国との調整において今後見直される可能性があるので、八六年法の内容については、その改正後に検討する予定だからである。さらに、運送保険・海上保険にみられるごとく、損害保険は国際的な普遍性を有しており、生命保険でみられるよりも市場統一への要望が高いという理由によるものでもある。

(1) L. 10 giugno 1978, n. 295.

(2) L. 22 ottobre 1986, n. 742.

(3) Vgl. La Torre, *La disciplina giuridica dell'attività assicurativa*, pp. 29-82, Cap. II: L'evoluzione della legislazione assicurativa italiana (1865-1986), *Diritto delle assicurazioni*, vol. I, Milano, Giuffrè, 1987. イタリア生命保険法の歴史については、拙稿「一九四二年民法典制定前の生命保険事業規制——INA 設立の経緯と背景——」『水島一也博士還暦記念』千倉書房、平成二年一二月、三八三頁以下参照。

(4) R. d. l. 29 aprile 1923, n. 966. この勅令法の制定前には、一八六五年商法典および一八八二年商法典が制定されたが、そのいずれも保険契約に関する規定を有するにすぎなかった。ただ、一八八二年商法典の施行規則には公示主義の原則

を明示した規定が設けられていた。その後、保険監督法が起草されたこともあったが、実現しなかった。

(5) R. d. 4 gennaio 1925, n. 63. Approvazione del regolamento per l'esecuzione del regio decreto-legge 29 aprile 1923, n. 966 concernente l'esercizio delle assicurazione private.

(6) R. d. 16 marzo 1942, n. 262.

(7) 保険に關連する現行法の体系については、vgl. Donati e Volpe Putzolu, *Manuale di diritto delle assicurazioni private*, terza ed., pp. 18-19, Milano, Giuffrè, 1987.

(8) D. p. r. 13 febbraio 1959, n. 449.

(9) L. 12 agosto 1982, n. 576.

(10) 現行法で規定されていない、または現行法と矛盾する損害保険事業に關する規定は適用されない(七八年法八四條二項)。同旨、八六年法八〇條。なお、損害保険業に關して適用または準用される規定については、vgl. Partesotti, *Commentario a cura di Partesotti e Bottiglieri, in Le nuove leggi civili commentate*, 1979, Padova, CEDAM, p. 1086 n. 1.

(11) La Torre, *La disciplina*, op. cit., pp. 131-133, Cap. IV: L'esercizio delle assicurazioni contro i danni; Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, pp. 1086-1087.

一一二 損害保險業法の適用範圍

さて、七三年指令はローマ條約の「營業の自由」の原則を具体化したものであり、その目的は保險企業間の競争の促進を図りながら、保險契約者、被保險者および第三者(以下、保險契約者等とする)の利益を保護することにあつた。⁽¹⁾ EC理事會はこの相反するともいえる方針に従つて、營業の自由と域内企業の保護との關連を考慮しな

がら、監督の対象企業を域内企業と域外企業とに分けたうえで、次のような内容の指令を規定した。①加盟国内で保険事業を営むためには、域内企業も域外企業も免許を必要とすること。②加盟国ごとに保険事業の主体となる保険企業を規定すること。③保険企業は事業方法書を作成し、それに従って営業を行なうこと。④事業方法書には営業保険種目の約款と料率を明記すること。⑤最低限度の保証基金を保有すること等が義務づけられた。⁽²⁾七三年指令はとりわけ域外企業に対しE.C市場に参入する際の営業の自由をどのように保証するかについて、慎重な態度をとっている。

この七三年指令に準拠して制定された七八年法の基本原則は、指令のそれとほぼ同じであるといえる。七八年法はその監督対象企業を、イタリアに本店を有する企業(内国企業)、イタリアに支店を有するが、他の加盟国内に本店を有する企業(域内企業)と域外国に本店を有する企業(域外企業)とにわけ、次のように規定した。①保険事業の開始には免許(autorizzazione)を必要とすること(七条・一九条・二六条)。そして免許交付の拒否または取消を受けた企業に対し、司法的救済を認めること。②保険企業は技術的準備金(riserve tecniche)に加えて、営業上の危険に対処するために「支払余力(margine di solvibilità)」(三五条・四八条・五〇条)および「最低保証基金(fondo minimo di garanzia)」(四一条・五一条)を確保しなければならないこと。③保険企業の財務状態がその担保を守れなくなる場合について、状況回復のために適切な手段を講じなければならないこと(六五条・七五条)等が定められた。⁽³⁾これら三原則のうち、イタリアでは②の財務的・会計的条件があらたに規定されるに至り、他のふたつはこれまでの原則の内容を修正したものである。⁽⁴⁾また、営業の自由と内国企業の保護との関連を

考慮しなければならないことから、七八年法は外国企業について、とりわけ域外企業につきレシプロンティーの原則 (principio di reciprocità) に基づいて監督規制する体制をとっている (二七条)。

ところで、七八年法第一章「総則」には六カ条の規定があるが、これは本法の適用範囲を示すものである。本法は、その対象をイタリア共和国内で付表 I (付録) 参照) A 項目に示された種目の「損害保険事業」(客体) を営む「企業」(主体) とする (一条)。元受保険に限定して定められた七三年指令との調整からも、ここに損害保険事業のうち元受保険を引き受ける企業をその対象とすることがわかる。ただし、七八年法には損害保険に関する定義はなく、他の加盟国と同様に、付表 I にイタリアで営むことのできる損害保険の種目が明示されているにすぎない。二条には本法の適用されない企業および法人が規定されているが、すでに一条で本法の適用対象を明示していることから、二条はその趣旨をより明確にしたものと考えられる。また、七八年法は社会保険について明記していないが、七三年指令が社会保障に関する法律制度に含まれる保険を適用除外としていることから (七三年指令二条一項 d 号)、本法の適用対象も私保険に限定されるといえる。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

本法二条 a 号では、公共団体を適用除外としているが、⁽⁷⁾ここではその範囲が問題となる。この点につき公共団体が主たる事業に付随して保険を営んでいる場合には、一般に本法の規定は適用されないと解されている。⁽⁸⁾これに対し、保険の営業を主たる目的とする公共団体は本法の対象になるとの見解があり、根拠として七三年指令八条をあげる。同条一項 a 号は公法上の形態による事業者の設立は可能であるが、その機関は私法上の事業者と同等の条件で保険事業を営むことを目的とするものでなければならないと規定する。したがって、かかる公法上の事業者を除

外することは保険事業の健全な発展を阻害することになりかねず、またローマ条約や本指令の精神に反することになるから、この機関に対しては本法が適用されると解している。⁽⁹⁾

七八年法二条d号および統一法典二条d号は、小規模農業組合の除外を規定するが、これは一九一九年九月二日勅令法第一七五九号五条を根拠にする。同勅令法五条は損失分配が構成員間でなされる旨の規定を定款の中に挿入することを義務づけられる組合について規定した。この組合では組合員への保険給付額の減額は可能であるが、加入者の年間掛金の上限が決められ、その額は一括決定されることから、この点につき七三年指令二条二項b号に示された除外の条件に一致する。

つぎに二条e号・f号には、除外される相互会社が示されている。e号は指令三条一項にほぼ一致するが、保険給付額の減額については規定していない。指令三条二項に準拠するf号は、相互保険会社のうち全引受契約を再保に付す場合、またはその契約から生じる責任の履行につき、受再企業が出再企業に代わって負担する場合の出再企業を除外している。受再企業は本法の対象となる。

なお、生命保険で補足的に営まれる損害保険(四条一項、指令二条一項c号)⁽¹⁰⁾および輸出信用保険も除外の対象とされる(四条二項)。

保険企業は制度的にふたつの制約を受ける。まず企業の事業目的は保険事業、再保険事業、カピタリザシオン(Capitalizzazione)およびこれらの事業に関連した業務(operatione)に制限され、その他の商業活動(attività commerciale)を営んではならない(五条二項)(「付録」参照)。ここに兼業の禁止が明示されている。このう

ち再保険事業は元受保険を中心とした企業がその業務を執行するうえに必要なそれをいうのであり、再保険事業のみを行なうまたは中心とする企業は本法の対象とはならない。⁽¹¹⁾これは前述のように七三年指令の原則に沿うものである。つぎに、もっぱら外国で保険事業を営業する目的の企業の設立は許されない（五条三項）。

ところで、本稿では表題のごとく損害保険業法における事業開始の条件について検討するが、その範囲をイタリア内国企業の事業開始の条件に限定する。つまり、イタリア国内で活動する外国企業は、域内企業または域外企業としてイタリアの監督官庁の監督に服さなければならず、財務のおよび会計的条件において違いはあるが、内国企業とほぼ同じ規制を受け、それに対する規定が適用または準用されるからである。また、この事業開始の条件の項目には、イタリア保険業法の法理が集約されていると考えるからである。⁽¹²⁾

(1) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1087.

(2) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, pp. 1087-1088.

(3) La Torre, *La disciplina*, op. cit., p. 132.

(4) Donati e Volpe Putzolu, *Manuale*, op. cit., pp. 34-35 は、この他の基本原則として、兼業の禁止（五条二項）、監督機関の権限の拡大、他のEC加盟国の監督機関との協力（七六条・七七条）の原則をあげている。なお、生命保険業法である八六年法では兼営の禁止（八六年法四条二項）を盛り込んでおり、兼業の禁止を含めて、日本はECと逆方向に進んでいる。

(5) 統一法典二条一項。Vgl. Donati e Volpe Putzolu, *Manuale*, op. cit., p. 34.

(6) したがって、民法一八八条の「特別法」には、本法は含まれなごことにならう（Partesotti, *Commentario*, op. cit.,

イタリア損害保険業法における事業開始の条件 岡田

1979, p. 1093.)。

(7) この規定の原型は二三年勅令法二条f号にみられる。同条は保険企業の組織に関する初めて規定であり、「公保険」および「退職金もしくは年金、または死亡した場合の補助金を直接支給する私企業」を適用除外としてあげた。その後この規定は統一法典二条a号により改正され、七八年法の規定とはほぼ同じものとなった。

(8) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1094.

(9) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1095.

(10) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1098.

(11) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1109.

(12) 七八年法は八章九四条にわたり、次の内容を規定する。

第一章 総則(一条〜六条)

第二章 事業開始の条件(七条〜二九条)

第三章 営業の条件(三〇条〜五六条)

第四章 免許の取消(五七条〜六三条)

第五章 監督の執行(六四条〜七五条)

第六章 他のEC加盟国の監督機関との協力(七六条〜七七条)

第七章 暫定規定と終則(七八条〜八九条)

第八章 検査の技術的サービスの拡大と再構成(九〇条〜九四条)

付表I項目A・B・C

なお、本稿末尾の「付録」に本法第一章「総則」五条、第二章「事業開始の条件」八条・九条・一二条・一六条および付表

I の試訳を示した。

一―三 保険監督機関

イタリアで営業する保険企業は、すべて保険監督機関の監督に服さなければならない。そこで事業の開始条件について検討する前に、保険監督機関について概観しておく。イタリアでは保険事業につき国家の方針決定および監督の執行は、以下の四機関により行なわれる。①経済計画閣僚会議 (Comitato interministeriale per la programmazione economica, CIPE) ②商工省 ③私保険諮問委員会、および④ ISVAP である。

まず、CIPE は商工大臣 (Ministro dell'industria, del commercio e dell'artigianato) の提案に従って保険政策の方針を立て、その実行状況を審査し、同大臣に対して必要な手段を講ずるように提案する。また、商工大臣から提出された年次報告書 (relazione annuale) を検討する (八二年法一条)。

商工省は CIPE から提案された方針に基づき、保険事業に関する政府の方針を執行するだけでなく、上記の年次報告書を作成して、CIPE および国会に提出しなければならない。ただ、その本質的任務は、イタリアにおける保険企業に対する監督業務であり、それは同省内の私保険公益保険総局 (Direzione generale delle assicurazioni private e di interesse collettivo) を介してなされる。また、商工大臣による認可に関する命令など、保険事業に関する省令 (decreto ministeriale) の発布について最終的な決定を行なう機関でもある。

つぎに、私保険諮問委員会は商工省の諮問機関として機能する。つまり、商工省は保険企業に対する認可とその

取消、清算、技術的準備金の確保、および事業計画に関する決定等に際しては、本委員会の意見を徴しなければならない(統一法典七七条)。

おわりに、*ISVAP* は私保険企業に対する監督機関として八二年法により設立された公法上の機関であり、つねに *CIPE* の方針および商工省の指示に従って任務を遂行する。その業務は保険企業の経営に関する事実の把握、相談および調査であり、法律・規則の遵守状況を監視するだけでなく、保険企業の技術的、会計的、財産的および資金的計画に関して、実質上の監督を行なう。その監督範囲は保険企業の補助者である代理人およびブローカーに對しても及ぶ。さびに *ISVAP* は、年次報告書 (“Rapporto sull'attività dell'Istituto”) を発行し、イタリア保険事業の実状を公表している。ところで、*ISVAP* は商工省内の機関である私保険公益保険総局の権限の大部分を移譲された機関であるが、その設立の背景には当時の保険市場の再構築を、とりわけ自動車保険を引き受ける中小保険企業の再編成をめざし、そして一九九二年の EC 市場統合に備えて保険事業に対する国家介入の強化を図るという目的があった。⁽²⁾ この設立の結果、保険企業に対して商工省と *ISVAP* の二機関が監督規制するという二重構造が生ずることになった。ただし、*ISVAP* は国家組織に対して独立した立場にあるが、商工省の監督に服し、その補助的な役割を果たす。⁽³⁾ したがってイタリア保険事業については、商工省が決定機関として、*ISVAP* が保険企業に対する日常の監視機関として機能しているといえる。

(1) Vgl. La Torre, *La disciplina*, op. cit., pp. 269-294, Cap. II: La riforma della vigilanza sulle assicurazioni private; L'ISVAP; Botfiglieri, *Commentaria*, op. cit., 1987, pp. 294-401.

(2) La Torre, *La disciplina*, op. cit., pp. 269-272. ISVAP は理事長(代表者)‘理事会および監査役会(コントロール機関)等の機構からなる。

(3) 商工省と ISVAP との相互関係については vgl. La Torre, *La disciplina*, op. cit., pp. 284-287.

二 事業開始の条件

二一 損害保険業法における体系

七三年指令は EC 保険市場での「営業の自由」の保証と保険契約者等の利益保護を目的し、きわめて厳格な市場参入条件を規定した。これに対し、七八年法はこの七三年指令にほぼ準拠した内容で、事業開始の条件を規定する。以下に示すその法定要件から次のことがいえよう。保険事業規制では保険企業の営業の自由を保証しなければならぬが、七八年法は七三年指令の原則に従って、保険企業に対し保険事業の営業に必要な最低限度の技術的・資金的要件を要求している、と。それは保険事業を営むに不適切な企業を排除するためである。つまり、このように市場参入前の段階においても公的規制がなされるのは、保険市場の健全性を確保するためだけでなく、保険企業と対置する保険契約者等の利益保護のためにも必要と考えられるからである。

内国企業に関する事業開始の要件は七八年法七条から一八条に示されるが、それは (一) 法的条件、(二) 財務的条件、(三) 会計的条件、(四) 技術的条件に分類される。⁽¹⁾そこで、その内容について二五年勅令および統一法典ならびに七三年指令の内容とを対比させながら概観する。

(1) この分類の基準は「OECD, *Contrôle de l'assurance privée: en Italie, Mars 1987*, pp. 10-22 (翻訳「イタリアにおける民間保険の監督」日本損害保険協会訳、一九九〇年三月、七頁〜一四頁)」、および「Coopers & Lybrand Europe, *European Insurance Law, A guide to Community, member state and EFTA national legislation*, 1990, London, pp. 46-47」を参考にした。

二―二 事業開始の条件

(一) 法的条件

(a) 保険事業の主体と客体の限定

イタリアで七八年法一条の損害保険事業を営もうとする企業は、事前に免許を取得しなければならない(七条一項、統一法典三七条。七三年指令六条一項に準拠)。そして事業主体は、公法上の制度(istituto di diritto pubblico)」、および株式会社(società per azioni)」、有限責任協同組合(società cooperativa a responsabilità)」、または相互会社(società di mutua assicurazione)の形態の私企業に限定される(五条一項、民法一八八三条⁽¹⁾)。このうち有限責任協同組合は、組合債務に対してその資産を限度として責任を負う企業である(民法二五二四条)。損害保険事業について、七八年法の制定前には、民法の規定と統一法典のそれが適用されていたのであるが、協同組合による保険事業の営業の可否について意見の対立がみられた⁽²⁾。つまり、民法一八八三条は公法上の制度または株式会社による営業を規定し、民法一八八四条は相互保険には民法第四編第三章第二〇節「保険」の規定が適用さ

れる旨を明示するにすぎない⁽³⁾。したがって、民法の体系では、保険の営業は公法上の制度と私企業のうち株式会社および相互会社にかぎられ、協同組合はこれに含まれないことになる。さらに、統一法典では個人(*persone singole*)、合名会社 (*società in nome collettivo*)、合資会社 (*società in accomandita*) および有限会社 (*società a responsabilità*) による保険の引受を禁止する旨を規定するにとどまらるが(統一法典三条一項)⁽⁴⁾、同時に協同組合について規定する条文(例・統一法典四〇条一項)も存在しており、ここに矛盾がみられるのである。この問題につき、民法の規定は統一法典のそれに優先するので、協同組合による営業は認められないが、既認可の企業についてはその効果は及ばないとする見解があった⁽⁵⁾。これに対し、民法一八八三条を根拠にして、株式による協同組合(民法二五二一条)については保険事業の営業は認められるとする説が有力であった⁽⁶⁾。ただし、この問題は七八年法五条一項で解決されたといえる。なお、五条一項で準用される一八八三条は公法上の制度は特別法の規定に従う義務がある旨を明示し、さらに五条二項が前項に示された企業の兼業を禁止していることから、七八年法は七三年指令八条一項の原則に従って、公法人と私企業とを同等に扱っていると考えられる⁽⁷⁾。

つぎに、七八年法で規定される相互保険会社は、民法二五四六条から二五四八条⁽⁸⁾により規律され、定額の分担金または拠出金による互助組織である。民法は被保険者ではない構成員として財政援助者(*socio sovventore*)の参加を規定する(民法二五四八条二項)。ただし、この者は取締役になれるが、取締役の過半数は被保険者である構成員でなければならない(民法二五四八条四項)。

ところで、七八年法は五条二項で兼業禁止の旨を規定する。ただし、保険事業の機能を保証し、それと経済的因

果關係を有する継続性のある関連業務の営業は行ないうるとされる。⁽⁹⁾ 本条は七三年指令八条一項a号に準拠するものであるが、同号は再保険とカピタリザシオンについては規定していない。これは同指令が元受保険に関するものであり(指令一条)、さらにカピタリザシオンには適用されないと明示している(指令二条二項a号)ことによる。したがって、七八年法五条二項は七三年指令八条一項b号の規定とほぼ同じ趣旨であると考えられる。⁽¹⁰⁾ また、保険企業の目的外の行為については、代表取締役の代表権に対する制限は善意の第三者に対抗できず(民法二三八四条)、取締役は会社に対して責任を負う(民法二二九二条)が、これらの規定は有限責任協同組合および相互会社にも適用されると解される。⁽¹¹⁾

なお、五条三項は七三年指令の内容を受け入れ、統一法典三条三項の内容を繰り返したものであるが、営業地が外国にある会社に対してもイタリア法が適用されるとする民法二五〇九条の原則に対する例外である。

(b) 書類の提出

申請企業は免許の申請書類に、以下の書類を添付しなければならない

- ① 資本金(株式会社または有限責任協同組合の場合)または設立基金(相互会社の場合)の最低限度額(一〇条一項)を保有し、全額払い込んだ旨の証明書(九条一項)(「付録」参照)。

- ② 設立趣意書(atto costitutivo)および定款(statuto)の公正謄本(copia autentica)(九条二項一号)。定款には営業する保険種目、および元受保険のほかに再保険を営むのか否か、イタリア国内だけで営業するののか否かについて記載されなければならない。

③ 事業登記所 (ufficio del registro delle imprese) において設立趣意書および定款の登記を行なったこと
ならびに民法二一八八条・二一九五条の関連登記を行なったことの証明書 (九条二項二号)。

④ 取締役 (amministratori)、代表権者 (rappresentanti legali) および重役会構成員 (persone preposte alla direzione generale) の名簿、ならびにこれらの者の任務遂行能力 (idoneità alla carica) を証明する書類 (九条二項三号)。

⑤ 会社が実施しようとする事業方法書 (Programma dell'attività) と技術報告書 (relazione tecnica) (九条二項四号・一三条)。

⑥ 商工省が必要と判断したその他の書類 (九条三項)。

これらの書類は、免許申請の場合だけではなく、事業開始後、認可企業において申請時に提出された営業条件が遵守されているか否かを審査するためにも必要である (四二条)。

九条二項三号は二五年勅令一七条四項に該当する。後者には企業が任命した代表権者の変更を命ずることにより、免許を認める権限がある旨が明示されているが、この代表権者には役員、取締役および監査役が含まれると解される。⁽¹²⁾ また、この九条二項三号が準拠する七三年指令八号三項は、各国内法で役員に専門的資格 (qualifica tecnica) を持つべきことを定めうると規定するが、この資格について、七八年法は「任務遂行能力」(九条二項三号) と「道義上の要件」(一六条一項 d 号) (「付録」参照) の二つの文言を用いている。

(1) 七八年法の適用を受けない主要な公法上の保険機関として、次の三機関があげられる。① SACE (Sezione speciale

per l'assicurazione del credito alla esportazione・輸出信用保険特別局)はINAの下で設立されたが、公法上の法人格を有し、財産および取引について権限を有する(一九七七年六月二四日法律二二七号)。その任務は、国際取引を行なう内国企業のみならずされる政治的、惨事的、経済的、商業的および為替上の危険に関する元受保険および再保険である。その保険上の責任は法律の制限内で国が保証する。SACEは国庫省(Ministero del Tesoro)の監督に服し、毎年国会にその貸借対照表を提出する義務を負い、その取引は会計院(Corte di conto)により規制される。なお、SACEは七八年法の対象外である(四条二項)。(2)国立交通銀行(Banca Nazionale delle Comunicazioni)は、一九七一年一月二二日勅令法第二五七四号で設立され、一九六七年八月六日法律第七〇〇号で規律される。本銀行は運輸省(Ministero dei Trasporti)の役人および私鉄・電車網の従業員と代理人の連合法人である。設立目的は登録者の保証および貯蓄を援助し、改善することにある。本銀行は資産上独立した信用部局(銀行業務)と保証部局(生命・傷害・企業危険・民事賠償責任の保険事業)からなる。(3)SPORTASS(Cassa di previdenza per l'assicurazione degli sportivi・スポーツマン保険保障基金)は、一九三四年一月一六日勅令第二〇四七号で設立・規制されている。本組織はスポーツマン連盟(Federazione sportiva)の登録者もしくは会員、またはイタリア・オリンピック協会(CONI)の監督・保護下にあるスポーツマン組織加入者の相互組織であり、一九三八年五月二日勅令法第八七一号および一九四八年四月二四日責任立法令第六一三号に示された条件で、かつ定款(一九五八年四月八日共和国大統領令第七五一号で承認)に基づき、スポーツ活動中に生じた事故による傷害保険と賠償責任保険を営む非営利の組織である。なお、このSPORTASSは七八年法の対象外である(二条h号)。

さらに、この他の公企業として、生命保険の元受と強制再保の引受を行っているINAがあるが、これは八六年法の適用を受ける(八六年法五条)。

(2) 一九六九年六月二一日最高裁判決二二二一一号は、一八八三条は保険契約の締結を私的主体に対し禁止するものではない

- と判示する。商工省はこの判例を支持し、協会 (associazione) による保険事業が営まれることは有効であると判断する (Castellano e Scarsirlla, *Le assicurazioni private*, secondo ed., 1981, UTET, pp. 23-24)。
- (3) 民法の規定については、栗田和彦・今井薫・岡田豊基・小櫻純「イタリア保険法の逐条的研究(一)」関西大学法学論集第三九巻第二号、一九八九年六月、二二四頁～二二五頁参照。
- (4) 統一法典三条一項は有効であるから、七八年法五条一項とあわせて保険事業の主体の範囲を規定するとする (Donati e Volupe Putzolu, *Manuale*, op. cit., p. 38.)。
- (5) Fanelli, *Le assicurazioni*, I, Giuffrè, 1973, n. 74, pp. 248 seg.
- (6) Donati, *Trattato*, I, pp. 202 seg; note 21 e 22; Donati e Volupe Putzolu, *Manuale*, op. cit., p. 32.
- (7) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1095.
- (8) Vgl. Bassi, *Delle imprese cooperative e delle mutue assicuratrici*, II Codice Civile Commentario, Giuffrè, 1988, pp. 903 seg..
- (9) Donati, *Trattato*, I, pp. 276 seg.. なお、保険企業の資産の有効な運用を目的とする業務であれば、民法二二三五条以下の農業活動の認められるための見解がある (Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1101.)。
- (10) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1100.
- (11) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1101. Vgl. Angelici, La «nullità della società per azioni» in un libro recente, *Riv. dir. comm.*, 1977, I, p. 180.
- (12) Donati, *Trattato*, op. cit., I, p. 260.

(二) 財務的条件

株式会社・有限責任協同組合は資本金を、相互会社は設立基金を確保しなければならず(一〇条一項)、全額払い込まなければならない(一〇条三項)。最低限度額は営業種目によって異なり、次のとおりである(一〇条一項)。

損害保険種目〔付録〕参照) 一〇、一一、一二、一三、一四および一五番……一〇億リラ

損害保険種目一、二、三、四、五、六、七、八および一六番……七億五〇〇〇万リラ

損害保険種目九および一七番……五億リラ

ただし、有限責任協同組合については、上記最小限度額は半額になる(一〇条二項)。認可対象の損害保険の種目が複数にわたっているときは、申請企業はその申請種目に対応する最小限度額のうち最高額の資本金または設立基金を有すれば足りる(一〇条四項)。

民法二二九条一項二号は、出資の一〇分の三が金融機関に払い込まれることを要すると規定しているが、七八年法一〇条三項は全額の払い込みを要求しており、民法の規定よりも厳格な要件を課しているといえる。これは、民法二〇八四条は、法律はその実施が行政上の許可または認可に服する企業の分野を決定すると規定し、特別法による規制を容認している。したがって、商工省は保険事業について他の事業分野よりも厳格な要件を課することができる⁽²⁾と解されるからである。

(1) 七八年法の制定当初、一〇条一項に欠陥がみられた。同項には「協同組合(società cooperativa)」の文言が挿入されていた。この場合、資本金について本条二項が適用されるのは有限責任協同組合であるから、一項が適用されるのは「無限

責任協同組合」となる。しかし、七八年法の対象企業は五条一項により有限責任協同組合であり、そこに矛盾がみられたのである。この文言は八六年法八六条で削除された。

(2) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1117.

(三) 会計的要件

申請企業は事業方法書に次の事項を示さなければならない。その際、申請企業はこれらを作成するために、市場の状況を考慮しなければならない。⁽¹⁾

① 資本金または設立基金を構成する資産項目（一二条一項三号）（「付録」参照）（指令九条 d 号）
② 管理・営業機構⁽²⁾の創設費用の予算およびその充当資金（一二条一項四号）（指令九条 e 号）
さらに申請企業は最初の三営業年度について、次の項目に関する予算を示さなければならない。

- ① 設立費用以外の事業費、とくに一般経常費および手数料額（一二条二項五号）（指令九条 f 号）。
- ② 市場から提供される資力を考慮した保険料または掛金の収益（一二条二項六号）（指令九条 g 号）。
- ③ 保険金の額（一二条二項七号）（指令九条 g 号）。
- ④ 財務状態（一二条二項八号）（指令九条 h 号）。
- ⑤ 契約上の義務および支払余力の充当に必要な資金（一二条二項九号）（指令九条 i 号）。

(1) Calzavara, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1122.

イタリア損害保険業法における事業開始の条件 岡田

(2) 営業機構は従業員および独立者により構成される。その営業は新契約の獲得と既存保有契約の修正にある。

(四) 技術的条件

申請企業は事業方法書に、次の事項を記載しなければならない。

- ① 引き受けようとしている危険(一二条一項一号)(指令九条a号)。
- ② 再保険手配に関する基準(一二条一項二号)(指令九条c号)。
- ③ 種目四、五、六、七、一および一二(部分)番を除く種目について使用する予定の普通および特別約款(一二条三項)(一二条四項)(指令九条a号)。
- ④ 種目四、五、六、七、一一、一二(部分)、一四および一五番を除く種目について適用予定の料率(一二条三項)(一二条四項)(指令九条a号)。

そして、その事業方法書に技術報告書を添付しなければならない(一二条)。この報告書には、経費および収益の事前の計算に基づいて算出された基準を提示することを要求される。

約款および料率の提出を要求する一二条三項は、従来のシステムをあらためたものである。七八年法の制定以前には、生命保険の約款および料率の提出が義務づけられていたが(統一法典一八条一項五号・六号・二一条・二二条)、損害保険については、国内経済省(Ministero dell'economia nazionale)⁽¹⁾が普通約款と料率を請求できると規定されていたにとどまる(二五年勅令一八条・四八条一項)⁽²⁾。

一二条四項には料率および約款の提出を要しない種目が明示されている。その中には、契約当事者間に経済的均衡のない種目があるが、これらの除外種目を設けた理由は七三年指令の前文七にみられる。それは商品および信用取引に関する諸事情の恒常的変化を考慮し、他種目よりも弾力的規制に置くことが望まれるからであり、その料率および約款の内容は、企業の自主規制に委ねられているとされ、一二条四項もこの原則を受け入れたのである。

一二条五項に示される自動車・船舶の強制民事責任保険と雹・霜・氷の保険は、各特別法に従って、その約款および料率表について商工省の事前認可を必要とする。⁽³⁾この保険部門は社会的な重要性および普及度により、企業の提出した約款および料率を監督官庁が事前に特別に認可して営業される部門である。この場合の監督官庁の規制は生命保険より厳しい役割を果たしているといえる。

二五年勅令では、商工省は認可命令の中に当該企業に関する特別の規定を挿入する権限を有するとされた(二五年勅令一九条二項・四八条二項)。しかし、この二ヶ条は七八年法八四条二項に示された準用規定に含まれていないことから、この権限は否定される。七八年法では一二条三項の約款および料率の提出義務と、同条四項の提出の免除とが存在し、また認可制度における規制権限と対置される営業の自由に矛盾すると考えられる権限は否定されるからである。⁽⁴⁾

(1) 現在の商工省にあたる。

(2) Donati, *Treatato*, op. cit., I, p. 110, n. 41.

(3) 自動車・船舶の強制民事責任保険では、保険企業は約款と料率について商工省の事前認可に服し(一九六九年二月二

イタリア損害保険業法における事業始の条件 岡田

(五九) 五九

四日法律第九〇号一条、一九七〇年二月二十四日共和国大統領令第九七三号二〇条、雹・霜・氷の保険では、保険企業は約款および農業生産者組合が決定した料率について、商工大臣が農林大臣 (Ministro per l'agricoltura e le foreste) と協力して行なう認可に服する (一九七〇年五月二十五日法律第三六四号二一条、一九七一年二月二三日大統領令第二四一号一三条)。

(4) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1126.

三 認可および認可拒否

三—一 事業開始の認可

(一) 免許取得の手續

保険事業を営むためには、上述のごとく事業免許の取得を要する (七条一項)。保険事業を営もうとするものは、商工省に対して事業方法書等の申請書類を提出する。商工省はこれら書類を審査した後、商工大臣が省令により保険事業の免許を与え、その旨を官報 (*Gazzetta Ufficiale*) に掲載する (七条二項)⁽¹⁾。商工大臣はその判断の際に、私保険諮問委員会の意見を聞くが、必ずしもそれに拘束されるものではない。⁽²⁾ また、申請企業は免許が申請内容と異なる場合、⁽³⁾ として他の既存会社は申請企業の内容に関する要件の欠如または免許交付手續の欠缺を理由に、⁽⁴⁾ それぞれ裁判所に対して異議の申立をなしうる。

認可は形成的行為であり、厳格な様式における免許の交付を目的とし、追認による認可は排除される。また、免

許は固有の性質を有するものであるから、属人的であり他人への譲渡はできない。免許の交付および拒否を定めた七八年法九条・一六条の規定は、当該企業について客観的な要件の充足を要求しているからである。したがって、保険企業の新設合併の場合にも、既存企業の有していた免許は無効となり、あらたに免許を取得しなければならぬ(七三条二項)⁽⁵⁾。

(1) 免許を有していない企業は、行政上の強制清算(liquidazione coatta amministrativa)をうける(七五条)。

(2) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1107.

(3) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1106; Raggi, L'autorizzazione ad esercitare imprese di assicurazione contro i danni, *Assicurazioni*, 1938, II, 2, p. 239.

(4) Landi, Il sistema dei controlli di diritto pubblico nell'industria delle assicurazioni, *Assicurazioni*, 1949, I, pp. 210-211.

(5) 外国への事業進出を図る既存企業も、あらたな免許を取得しなければならない(八四条、統一法典五一条)。また、七三条二項は二五年勅令一二八条二項と同旨である。二五年勅令一二八条については、vgl. Landi, Il sistema, op. cit.,

Assicurazioni, 1949, I, p. 219.

(二) 認可の効果

認可企業は保険契約の申込書(proposte)、保険証券およびその他のすべての公表書類に、「当会社は(官報第〇〇号において)商工大臣の命令により、保険の営業が認可された」との旨を記載し(七〇条一項)、その公表書類

イタリア損害保険業法における事業開始の条件 岡田

(六一) 六一

を商工省に提出しなければならない(七〇条二項、二五年勅令一一二条)。かかる義務を課した理由は、保険申込人において当該企業を信頼させるとともに、認可企業に対して商工省の監督が行なわれ易いことを目的とするものである。さらに、認可企業は認可された事業方法書等に従って営業しなければならず、その事業方法書等の変更には商工省の認可を必要とする(四二条)。なお、七八年法発効時すでに活動していた企業の免許は有効であり、その企業は付表Iの保険種目の営業を続けることができる(八八条)。

さて、事業認可の具体的な効果は、(a) 地理的範囲、(b) 時間・期間および(c) 保険種目の三点にまとめられる。

(a) 地理的範囲

免許はイタリア国内全域について有効である(七条二項)。これは七三年指令七条一項に基づき新たに規定されたものであるが、七八年法では、同指令七条一項但書の内容とは異なり、地域的に制限された免許の交付は認められない。

ただし、シチリア州について例外がある。一九四九年共和国大統領令第一一八二号四条は、同州内に本店を有する保険企業について、同州の評議会事務局 (Assessorato) は商工大臣の権限を行使することができる。そして、生命保険および傷害保険に関して、同事務局は商工省から事前に了解を得たうえで商工大臣の権限を行使することができる⁽¹⁾と明示している。つまり、同事務局は同州内においてのみ効力を持つ事業免許を交付する権限を有するのである。一九七五年七月三日判決で本条の適用範囲について争われたが、最高裁は同事務局は損害保険にかぎり固

有の法的権限を持つにすぎないと判示した。つまり、生命保険および傷害保険について商工省の事前の了解を必要とするのは、国との整合性を確保するためであり、この必要性のない損害保険について、同事務局は商工大臣の権限を自由に行使できるのである。したがって、シチリア州に本店を有する保険企業は、保険事業の地理的範囲について選択権を有し、イタリア国内全体および海外で営業する場合には商工省、そして同州内だけで営業する場合には同州評議会事務局の監督に服することになる。⁽²⁾

(b) 時間・期間

認可の効力は認可命令が官報に掲載された日から開始する(一五條)。この公表は認可の始期を告げる効果を有する。また、保険企業にとって免許の取得は、保険事業の開始を条件付けるものであり、法人設立を可能にするものではなく、したがって、保険企業における保険事業以外の組織活動を完全に制約するものではない。⁽³⁾ 免許の効力の終期について制限はないが、当該認可企業が認可命令発表の日から一年以内に営業を開始しない場合には免許は失効し、その後営業を開始するためには新しい免許が必要になる(一八條一項・二項)。⁽⁴⁾ そして、その失効の旨は官報に省令を掲載することにより公表される(一八條三項、二五年勅令一二六條)。

(c) 保険種目

統一法典は保険種目を限定していないので、同法典に基づく事業免許は損害保険全般に及ぶものであった(統一法典三七條)。これに対して、七八年法では、七三年指令前文六に準拠して、その付表 I A 項目に営まれる保険種目を明示し、免許は申請された保険種目に限定されることになった。この結果、資本金または設立基金の最低限度

額(一〇条)について保険種目別にその額を変えることができ、約款・料率を提出する必要性の判断が可能になった。⁽⁵⁾また、免許取消の場合にも種目の範囲が重要な要素となる(五七条)。

免許は付表ⅠA項目またはB項目に示されるひとつまたは複数の種目またはグループについて認められ(八条一項)、保険企業は認可された保険種目以外の営業をすることはできない。しかし、認可種目に付随する危険を引き受けるにあたり、当該危険が主たる危険と同じ契約に含まれるときは、追認可を必要としない。さらに、付表ⅠC項目に示された条件による場合には、他の種目に含まれる危険は付随的とみなされる(八条二項)⁽⁶⁾。ただし、「信用(credito)」と「保証(cauzione)」の危険は他種目の付随的危険にはなりえない(付表ⅠC項目但書)。これらは技術的・商業的な性格をもつと解されるからである。付随的危険に関する七八年法の考え方は、保険市場にとり重要である。つまり、企業は新たな免許を申請することなく、保険範囲を拡張し顧客の要請にこたえることができる。さらに、これら付随的危険を引き受けるために企業としても慎重な準備を必要とし、保険申込人も付随的危険についてその効果を認識することができるからである。

付表ⅠB項目は複数の種目に含まれる複数の危険について、その免許の名称が明示されている。付表ⅠA項目一番「傷害(Infornni)」には、四種の危険が含まれるが、このうち「運送中の旅客」は、たとえば自動車保険・海上および運送保険・航空保険等の免許にも含まれる。⁽⁸⁾「全損害種目」については単一免許が交付されるが(付表ⅠB項目h)、八条一項の意味において、免許の取消は七八年法に違反する事実が生じた種目に限定される(五九条二項)。企業の選択より、たとえば「傷害」の種目から「運送中の旅客」の危険を分離することができるなど、免

許をひとつの分野に含まれる一部の危険に制限されるよう要求できる（八条三項⁽⁹⁾）。そして、他種目に含まれる危険に對して、さらに限定された免許の申請（例・火災と火災による利益の喪失）、または別種目に含まれる複数の危険の免許を申請しうる⁽¹⁰⁾。なお、営業種目を拡大する場合には、新たな認可を必要とする。その際、申請企業は貸借対照表および事業方法書を提出しなければならず、七条に示された形式で免許が交付される（一四条一項・二項）。なお、本条二項に明示される提出書類の中には技術報告書が含まれていないが、立法趣旨からして、この技術報告書も提出されるべきであると解される。⁽¹¹⁾

(1) Corte Costituzionale, 3 luglio 1975, n. 175, *Assicurazioni*, 1976, II, p. 119, *Commissario dello Stato c. Regione siciliana*.

(2) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1109; La Torre, *La disciplina*, op. cit., p. 137, n. 13. ミナリア州保の險監督権限については vgl. Landi, *Sul potere normativo della regione siciliana in materia di disciplina delle assicurazioni*, *Assicurazioni*, 1949, I, pp. 47 seg.

(3) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1128.

(4) この他に営業中に生じた事実による失効がある。①企業の自主清算（liquidazione volontaria）（行政上の強制的清算、または裁判所による破産宣告（insolvenza）による場合（五七条三項））。②保険企業が保有契約（portafoglio）の全部または一部を他の保険企業に移転する場合。その際、譲渡企業は移転される保有契約に関する免許を失う（七二条）。

(5) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, pp. 1111-1112.

(6) たとえば、これには火災（主要危険）で生じる建物の崩壊危険の場合が該当する。

イタリア損害保険業法における事業開始の条件 岡田

- (7) La Torre, *La disciplina*, op. cit., p. 140 n. 17.
- (8) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1113.
- (9) この点について次のような例示がある。企業は成長の度合に従って、次のような認可を請求しうる。①ひとつの分野に属する一部の危険のみ。②全分野。③違う種類の分野。④同質または同種の分野から生ずるグループ。⑤分野の多くのグループ。⑥「全損害」(La Torre, *La disciplina*, op. cit., p. 139.)
- (10) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1114.
- (11) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1128.

三―二 認可の拒否

(一) 拒否の理由

七八年法は認可の拒否について、一六条(「付録」参照)にその理由を明示している。本条は免許交付に必要な要件を否定する形で拒否の理由を列挙している。それゆえに、申請内容がひとつでもその要件に該当する場合には、拒否の措置をもたらしうると解される。認可が拒否されるのは、申請企業が、①その組織(五条)および資本金または設立基金の確保(九条一項)に違反する場合、②必要書類に不備がある場合、③十分な財務能力を有しない場合、④経営者に道義上の疑義がある場合、⑤事業方法書が経営上の技術的規則を充足していない場合である。

この中で、一六条一項a号は九条二項に示された必要書類の不備について規定するが、七八年法は欠落書類の再提出義務については規定していないので、商工大臣は認可申請に対して判断を下す前に、申請企業に対して書類の

再提出を促すことができ、その申請内容が保険契約者等の利益を損なう可能性のある場合には、申請企業に対して必要な変更を要求することができる⁽²⁾と解される。さらに、九条三項には、商工省は必要と判断するその他の書類の提出を求めることができる旨を規定しているが、一六条一項a号は九条二項の申請書類の不備を規定しているにすぎないので、九条三項の書類の不備は免許拒否の理由には含まれないと解される⁽³⁾。一六条一項d号は七八年法九条二項三号および七三年指令八条三項に関連するが、これらに示された専門的資格として、いわゆる道義的資格を要件としてゐる⁽⁴⁾。

(1) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1130.

(2) Ladi, *Il sistema*, op. cit., *Assicurazioni*, 1949, I, p. 213.

(3) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, pp. 1130-1131.

(4) 一六条一項d号の内容は、七二年指令との調整のために七八年法ではじめて導入されたものである。本法の制定前のこの問題に関する原則は、役員の道義性および専門的能力を認可の前提とし、それがないと判断された場合には認可が否定されるか、または商工大臣が役員の交代を求めたうえで、認可することができる⁽⁵⁾と解されていた (Donati, *Trattato*, op. cit., I, p. 260.)。

(二) 拒否の手續・効果

認可の拒否は、保険企業が申請に必要なすべての書類を添付した申請書を提出した日から六カ月以内に、商工大臣がその理由を明記した命令を発行することによって、その効果を生ずる(一七条一項)。そして、この場合には、

イタリア損害保険業法における事業開始の条件 岡田

拒否された企業に司法上の救済が認められる(一七条二項)。七八年法の制定前には、認可の拒否は二五年勅令四八条・一九条を根拠とした。同勅令一九条四項は、認可の拒絶(*rinjūto dell'autorizzazione*)の理由を付した商工大臣の命令が発せられ、書留郵便により申請企業に通知されることを要すると規定している。本法一七条はこの原則を追認したものであり、七三年指令一二条との調整の必要性から規定された。一七条は他種目または他危険への免許拡大の拒否についても準用される。商工大臣は認可の拒否を判断する場合には、私保険諮問委員会の意見を聞く義務はない。ただし、統一法典七七条三項の意味において、その意見を聞くことは可能であるが、必ずしもその意見に拘束されるものではない。⁽¹⁾

この六ヶ月という期間の始期は、申請に必要なすべての書類を具備した申請書の提出日と規定されているが(一七条一項)、この書類の範囲については次のように解される。七八年法は九条二項の申請書類のほかに、申請時商工省が必要と考えるその他の書類の提出を規定している(九条三項)。また、本法では九条二項の申請書類に不備があった場合にかぎり免許が拒否されるのであり(一六条一項a号)、商工大臣は不備のあった書類の再提出、およびその他の書類の提出を要求する義務はない。それゆえ九条三項の意味において、商工大臣がその他の書類の提出を要求しなかった場合には、一七条一項の期間は、九条一項・二項の申請書類提出の日から経過することになる。しかし、商工大臣が申請書類を受理した後に、九条三項に従って他の書類の提出を要求した場合には、その追加書類の提出がこの期間の始期に影響するか否かについて問題が生じる。この場合の当該期間の始期については、一六条一項a号の効果により当初の申請書類を提出した日を始期とする見解と、九条三項の効果により追加書類の

提出日を始期と解するそれとがあるが、前者が妥当と考えられる。⁽²⁾ その根拠としては、一六条一項 a 号の効果のほかに、七三年指令一二条三項との関係⁽³⁾があげられる。つまり、指令の同条項は期間の更新について規定していないからである。したがって、商工大臣は免許申請書類を受理した後に、追加書類の提示を求めた場合には、当該期間は追加書類の提出まで一時的に中断するにすぎないと解される。⁽⁴⁾

つぎに、免許が拒否された企業については、司法手続による救済が認められるが（一七条二項。指令一二条二項・三項に準拠⁽⁵⁾）、本法一七条二項の「免許拒否の決定」は憲法一一三条の「行政の行為」⁽⁶⁾の中に含まれると解される。⁽⁷⁾ 管轄裁判所はラツィオ州の行政地方裁判所（Tribunale amministrativo regionale）⁽⁸⁾である。七三年指令は免許の拒絶処分に対する訴願手続は、主務官庁が免許申請書受理後六ヶ月を経てなお回答をしない場合についてもなされうると規定する（指令一二条三項⁽⁹⁾）。これに対して七八年法一七条は、拒否命令を発した場合の司法手続のみを規定したにすぎない。商工大臣が免許に可否について沈黙することは、上述のごとく一定期間内に申請に対する措置を講ずる義務に反する。この場合、一九五七年一月一〇日大統領令第三号で承認された国家公務員の規律に関する規定の統一法典二五条が適用され、申請企業は六ヶ月の期間が経過しても何ら返答がない場合には、商工大臣に対して措置を講ずるよう請求しなければならず、請求日から三〇日が経過すると、沈黙による拒絶が形成され申請企業は訴願手続を行ないうる。⁽¹⁰⁾

(一) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, pp. 1136. 統一法典七七条三項は、商工大臣は保険法の法案および保険の営業に関して、私保険諮問委員会の意見を聞くことができると規定する。

- (2) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, pp. 1138-1139.
- (3) 同条項は、拒絶処分に対する訴願手続は、主務官庁が免許申請書受領後六カ月を経過してなお回答をしない場合についても適用されると規定する。
- (4) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1139.
- (5) Landi, *Il sistema*, op. cit., *Assicurazioni*, 1949, I, p. 216.
- (6) 憲法一一三条(行政訴訟)①行政の行為に対しては、通常または行政裁判機関において権利および正当な利益の裁判上の保護が、常に認められる。②前項の裁判上の保護は、これを排除することはできず、また個別の抗告手段もしくは特定の範疇の行為に限定することはできない。③行政の行為を取消すことのできる裁判機関、その場合および効果は、法律で定める。(井口文夫「イタリア共和国憲法」『解説世界憲法特集』樋口陽一・吉田善明編、一四六頁、一九八八年九月、三省堂)。
- (7) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1139; La Torre, op. cit., *La disciplina*, p. 137, n. 13.
- (8) 一九七一年二月六日法律第一〇三四号一三条三項。
- (9) 七三年指令一二条三項が主務官庁からの回答がない場合の訴願手続期間を定めたのは、免許取得を目的とする申請企業の利益を考えて、主務官庁に対して迅速に審査・決定することを望んだものと考えられる。そして、この目的において、六カ月という期間をその後の訴願手続へと向かう申請企業のため待時間として規定したものであると考えられる(Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1137)。
- (10) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1140.

(三) 大臣の裁量の範囲

保険事業における認可申請を審査する場合、商工大臣の裁量権をまったく排除するものではないと考えられる。一六条一項d号について、九条二項三号および四二条四項の規定との関連から、次のように解釈される。一六条一項d号は役員につき特定の刑事罰があった場合には、免許は交付されないと規定するが、この要件は客観的な事実の存在の問題である。⁽¹⁾一六条一項d号の意味において、九条二項三号に示された職務への適性を伴わない人の名簿の変更については、商工省に通知しなければならない(四二条四項)。したがって、九条二項三号の職務遂行能力の判断は、一六条一項d号の内容に限定して行なわれるべきであると解される。⁽²⁾商工大臣が提出された役員の職務遂行能力に関して審査する際に、その裁量に広がりを与えてはならないからである。⁽³⁾

つぎに、商工大臣は市場の状況を基にして、とりわけ市場の飽和状態を理由に、認可を拒否できるか否かという問題がある。結論からいえば、七八年法において原則として市場の状況を考慮してはならないということは、同法一六条に暗示されているといえる。⁽⁴⁾この問題について七八年法の制定前には、肯定説と否定説とがあった。このうち肯定説の理由は、市場の飽和状態あるいはいびつな競争状態を考えれば、企業の新規参入は既存企業の生命を脅かすことになるとともに、保険契約者等を危険にさらすことになりかねないので、その場合には免許の申請を拒否できる。しかし、この拒否の措置が既存企業の排他的な利益において、事実上独占状態を続けることになる場合には、かかる措置は認められないというものである。⁽⁵⁾これに対して、判例は否定説をとる。唯一の判例である国務院の一九五三年八月三日判決がそれである。⁽⁶⁾本件は、農民保険基金に対する免許の交付措置について私保険企業が異

議を申し立てた事件である。国務院は次の二つの理由で否定説をとった。①保険事業の営業に対する認可は個々の保険者について、一定の形式的・組織的および技術的要件を具備することを確認する唯一の行為である。したがって、認可審査の場合には、市場状況および保険企業間の関係を規律する要素について、商工大臣が裁量による評価を行なつてはならない。②既存企業は他の申請企業に対する営業認可命令に異議をとる法的利益を有しない、と解した。①の見解の背景には、私的経済行為の自由を規定した憲法四一条一項と同条三項との関係は、前者が優先されると考えられるので、商工省は保険市場に関する状況を度外視し、申請企業自体の主観的・客観的条件の充足の程度にのみ言及しなければならないという考え方がありと推察される。⁽⁸⁾しかし、②の見解に対しては、学説は既存企業は他の申請企業に対する認可措置に法律違反がある場合には、それに異議を申し立てる利益があるとして一様に反対した。⁽⁹⁾

ところで、七三年指令八条四項はローマ条約五七条二項の営業の自由の原則を実現させたものであるが、七八年法は指令八条四項との関連から、この問題を解決している。ただし、同指令も七八年法も、商工省が市場の状況を全く考慮しないで認可しうることを認めていると⁽¹⁰⁾考えられない。企業は免許申請時に提出される事業方法書および技術報告書を作成する場合、市場の状況を考えなければならぬ。つまり、これらの書類の内容が市場の実態とは異なる基準で作成された場合には、またそれゆえに予測が企業を均衡の取れた経営にいたらしめない内容の場合には、免許は拒否されると考えられる。ただし、それは七八年法一六条一項e号の要件を充足していない場合に限られる。⁽¹¹⁾この場合、商工大臣は事業内容を記載した事業方法書が、保険企業としての財務状況および技術的な要

件を充足するか否かを判断しなければならない。そして、かかる判断の権限は法律が公益保護のために、そして公権力の表現として商工省および商工大臣に与えたものであるが、認可に対するかかる機関の主観的な判断を排除し、その評価は一定の期間内に、そして法定基準に従ってなされなければならない。したがって、免許の交付を審査する場合には、商工大臣は「保険企業の公正な経営」（一六条一項e号）を可能にするための財務的および技術的観点に立ち、市場の状況との対比において、事業方法書等の内容が客観的に適切であるか否かという点だけを考えればよいことになる。しかし、かかる原則の下で、すでに活動している企業の利益を伴う、または申請企業の利益を害するという結果を伴う措置は、監督機関としての権限の逸脱であり、当然に無効となるであろう。⁽¹²⁾

なお、二五年勅令では、商工省は認可命令のなかに当該企業に関する特別の規定を挿入する権限を有するとされた（二五年勅令一九条二項・四八条二項）。しかし、この二ヶ条は七八年法八四条二項に示された準用規定に含まれていないことから、この権限は否定される。認可の規制と対置される営業自由の原則と矛盾する権限は否定されると解されるからである。⁽¹³⁾

- (1) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1118.
- (2) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1118.
- (3) La Torre, *La disciplina*, op. cit., p. 137.
- (4) Calzavara, *Commentario*, op. cit., 1979, pp. 1121, n. 2.
- (5) Donati, *L'autorizzazione all'esercizio dell'industria assicurativa, Assicurazioni*, 1941, I, p. 340; Landi, II

- systema, op. cit., *Assicurazioni*, 1949, I, p. 209; Castellano e Scarlattella, op. cit., p. 38.
- (9) Consiglio di Stato, 3 agosto 1953, n. 445, *Assicurazioni*, 1953, II, p. 179, <<La Fondiaria Vita>> e altre c. Ministero industria e commercio e Fondo assicurativo tra agricoltori.
- (7) 憲法四一條(私的經濟行為の自由、社会的利益・人間の尊嚴に反する私的經濟行為の禁止、經濟活動の社会目的による計画と統制) ①私的經濟行為は自由である。②私的經濟行為は、社会的利益に反して、または人間の安全、自由、尊嚴を害する方法で、営んではならない。③公的および私的經濟活動が社会目的に向けられ、調整されるよう適切に計画化し、統制すべきは、法律で定める。(井口・前掲書・一四六頁)。
- (8) Lucifredi, I poteri discrezionali del Ministro nell'autorizzazione all'esercizio dell'industria assicurativa, *Assicurazioni*, 1947, I, p. 93. 込塚・Donati, L'autorizzazione, op. cit., *Assicurazioni*, 1941, I, p. 326.
- (9) Landi, op. cit., pp. 210-211; Donati, *Trattato* op. cit., I, p. 270; Lucifredi, I poteri, op. cit., *Assicurazioni*, 1947, I, pp. 109-110.
- (10) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1134.
- (11) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1135.
- (12) La Torre, *La disciplina*, op. cit., p. 138.
- (13) Partesotti, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1126.

三―三 免許の失効

前述のごとく免許交付の発表の日から一年以内に保険の営業を開始しない企業は、その免許を失う(一八条一

項)。そして、企業が営業を開始しないままその期間が経過した場合には、その者は新たな免許を取得しなければ事業を開始できない（一八条二項）。一定の期間が経過すれば企業の申請内容が企業および市場の実態にそぐわなくなり、実際に事業を開始する場合、十分な営業活動ができない可能性があるからである。つまり、免許の審査は、市場の状況を考慮して作成された事業方法書等を基礎にしてなされる。したがって、企業が一定期間の経過後に事業を開始した場合には、認可された事業方法書等の内容が市場の変化に対応しない状況が生ずることもある。事業開始の段階において、事業方法書等に示された予測、とりわけ、一二条二項の最初の三営業年度に関する予測等がまったく実状とあわなくなり、保険契約者等の利益を害するおそれがあるからである。そこで、七八年法はいったんは認可されながら免許が失効した企業の事業開始には、新しい免許の取得を要求しているのである。なお、商工省の失効命令は宣言的な意味を有するものであり、すでに発生している免許失効の効果を追認するにすぎない⁽¹⁾。

免許の失効に関する規定は、二五年勅令一二六条にも挿入されていた。同条は保険企業だけでなく、再保険、カピタリザシオンおよび貯蓄企業にも適用された。同条も七八年法一八条も、免許交付の日から一年以内に保険の営業を開始しない企業の免許は失効するとの原則は変わらない。失効は免許の効力の中断を意味し、免許を欠くこととなるので、当該企業の保険の営業については未認可企業に関する規定が適用される（七五条・七一条二項）。

認可が複数の種目についてなされる場合には、認可種目についてだけの免許失効の対象となる。したがって、認可されなかった種目を営業しなくとも免許は失効しない。つまり、七八年法は企業に対し免許申請の種目の数を自由に選ぶことを認めているが、それと同数の免許を申請することを義務付けているわけではなく、もし七八年法が

部分的な失効を規定したがっているならば、明白に規律しているはずだからである(七二条六項参照⁽²⁾)。

失効命令は官報に掲載されるが(一八条三項)、これは第三者に知らしめる意味を持ち、純粹に宣言的なものである。

(1) La Torre, *La disciplina*, op. cit., p. 141 n. 19.

(2) Roccella, *Commentario*, op. cit., 1979, p. 1142.

おわりに

以上イタリアの損害保険業である七八年法において、内国企業の事業開始条件の内容を概観した。イタリアの保険市場は、イギリス、ドイツ等の主要なEC加盟国に比べてその規模は小さい。また、一九八九年末現在で一九二社ある内国企業の中には、ゼネラル社(Generali)をはじめ多国籍に事業展開を行なう巨大企業もあるが、その多くは小規模な企業である。そこで域内または域外の巨大保険企業が一九九二年のEC市場統合に備え、イタリア保険市場の秘められた可能性に期待してイタリアの内国企業をその傘下におさめつつある。かかる状況において、イタリア政府は内国企業の体力の強化とEC指令との調整というきわめて難しい問題を抱えながら、EC保険市場における自国の保険事業の生き残りをめざして、この七八年法をはじめとする一連の保険業法を制定したものと考えられる。

七三年指令に準拠した七八年法の法理は、監督機関である商工省の介入をできるだけ最小限におさえ、保険市場

の展開をその自助努力に委ねることにあるといえる。ただし、同時にイタリア政府は本法で厳格な事業参入条件を規定することによって、健全な経営を保証できず、ひいては保険契約者等の利益を害するおそれのある企業の事前の排除をもめざしており、今後EC統一市場という大きな枠の中で、自国の保険市場の発展と保険契約者等の保護とをその目標にしていると考えられる。七八年法にみられるこのような考え方は、イタリアにおいて二三年勅令法により保険企業に対する公的規制の体制が設立された際に、すでに確立されていた原則であり、七三年指令との調整の必要性から、本法で再確認したものと見える。

また、本法では前述のように、保険企業に対して、「支払余力」や「最低保証基金」等の積立を義務づけているなど、日本の保険業法を検討する際にきわめて有益な示唆を与えてくれる内容が含まれており、今後の検討材料は豊富であるといえる。

〔付録〕

一九七八年損害保険業法（抄訳）

第一章 総則

第五条（保険を営むことのできる会社の種類）——農業相互保険組合に関する特別法規で規定されているもの、公法上の制度に関係するかぎり民法第一八八三条に規定されているものを除き、イタリアで設立されかつ本法第一条の保険を共和国内で営むことを目的とする会社は、それぞれ民法第二三二五条・第二五一四条および第二五四六条の意味において、株式会社、有限責任協同組合または相互保険会社の形態を採用しなければならない。

イタリア損害保険業法における事業開始の条件 岡田

前項の会社および団体は、その事業目的を保険事業、再保険事業、キャピタリゼンオンおよびこれらの事業に関連した業務に制限し、その他いっさいの商業活動を営んではならない。

共和国内において、もっぱら外国で保険事業を営むことを定めた会社の設立は禁止される。

第二章 事業開始の条件

第一節 共和国内に本店を有する企業に適用される規定

第八条（免許の内容）——免許は付表ⅠA項目に示された単一または複数の種目について交付される。同付表B項目に示された単一または複数のグループの種目を同時に含む場合には、免許は同じグループについて示された名称で、個々のグループについて交付される。

免許は付随的危険のほか、付表ⅠA項目に佐された危険が関連する種目に含まれるすべての危険を含む。同付表C項目に示された条件による場合には、他の種目に含まれる危険なは付随的であるとみなされる。

企業は免許が単一種目に含まれる危険の一部だけに限定されるように、要求することができる。

第九条（免許交付の条件）——免許を取得するためには、企業は商工省に対して免許を申請しなければならない。その際、株式会社または協同組合であれば資本金について、または相互保険会社であれば保証基金について、次条に示された額を下回らない額を有していることを証明しなければならない。

企業は免許の申請書類に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設立趣意書および定款の公正謄本。定款には、企業が営もうとする各保険種目、企業が元受保険のほかに再保険を営もうとするか否か、および共和国内においてのみ活動するか否か、または外国においても活動するか否かについて記載しなければならない。

二 事業登記所において設立趣意書および定款の登記を行なったこと、ならびに民法の規定による関連登記を行なったことの証明。

三 取締役、代表権者および重役会構成員の名簿、およびこれらの者の任務遂行能力を証明する旨の記載。

四 実施しようとする事業方法書。それには第一二条の要素を含み、第三条の報告書を添付しなければならない。申請企業は、この他、商工省が必要であると判断した他のすべての書類を提出しなければならない。

第一二条（事業方法書）——事業方法書は、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 企業が引き受けようとする危険。

二 企業が付保危険の再保険について受け入れようとする基準。

三 資本金または相互会社については設立基金を構成する資産項目。

四 管理・技術の創設費、中心・周辺の営業創設費、および代理店・営業機構の開設に必要な予算。さらに、資本金または設立基金の額を超えて、これらの経費に対応するために企業が有する財源。

方法書は、この他、最初の三営業年度については、次の掲げる事項を記載しなければならない。

五 創設費を除く事業費、とりわけ、一般経常費と手数料額に関する予算。

六 とりわけ、市場により提供される資力を考慮した保険料または掛金の収益に関する予算。

七 支払われ、かつ準備金に組み入れられる事故損害額に関する予算および精算費用。

八 財務状態の予測状況。

九 責任および第三五条以下の支払余力の確保に必要な財源予算。

事業方法書には、企業が業務の各部門で採用しようとする普通約款、特別約款および料率を添付しなければならない。

普通約款、特別約款および料率の提示は、付表ⅠA末目の種目四番、五番、六番、六番および一一番の種目に含まれる危険

イタリア損害保険業法における事業開始の条件 岡田

の保険に対する免許交付については要求されない。さらに、前掲付表A項目の種目二番の危険の保険の免許交付の際には、提示は必要とされない。ただし、一九六九年二月二四日法律第九九〇号の規定で、強制保険である船舶の航行により生じた損害に基づく民事賠償責任の危険については、この限りではない。料率の提示は、付表IA項目の種目一三番、一五番に含まれる危険の保険の免許交付については、これを要しない。

次に掲げる法規により規定されるものは有効である。前掲の一九六九年二月二四日法律第九九〇号およびその改正と、一九七〇年二月二四日共和国大統領令第九七三号で認められた施行規則。さらに、自動車および船舶の一定の範疇にある運行により生じた民事賠償責任保険に関する普通約款と料率の事前認可に関する一九七六年二月二三日暫定措置令第八五七号、およびそれを修正により改正した一九七七年二月二六日法律第三九号。さらに、前掲の法律の規定に従って、協会、組合および農業生産組合で定められた雹、霜および水の損害保険について、一九七〇年五月二五日法律第三六三号第二号および一九七一年一月二三日共和国大統領令第一二四一号で承認された関連する施行規則第一三条に規定された約款および料率の事前認可の義務も有効である。

第十六条（免許の拒否）——第五条および第九条第一項に示された要件が欠けている場合のほか、次に掲げる場合には、免許は交付されない。

- a 企業が第九条第二項に示された書類を提出しない、または不十分もしくは不適切な様式で提出した場合。
- b 企業が第一二条第一項第四号の経費に対応するために必要な財源を、実際に有していることを証明しない場合。
- c 企業が第一〇条の資本金または保証基金の完全な払込を行ったことを証明しない場合。
- d 企業の経営および営業に携わる者が、公的行政に対する犯罪、公的経済、工業および商業に対する犯罪、そして財産に対する犯罪について有罪であると報告された場合。さらに破産法によって、会社および法人の分野に関する民法によって、そして税金と金融の分野の現行規定によって、そして法律によって最低二年を下回らず、最高五年を越えない懲役刑となる過失

によらない他の犯罪について、有罪であると報告された場合。または無期もしくは三年以上の公職禁止をもたらす刑罰を受けた場合。またはその者が最近の三年間に、破産、異常な経営もしくは行政上の強制清算にあった会社の役員、取締役または清算人であった場合。

e 事業方法書が、保険企業の資金の要件および公正な経営の技術的規律を充足していない場合。
本条の規定は、別段の取り決めがないかぎり、新種目の営業に対する免許申請を検討する場合にも適用される。

付表 I

A 種目による危険の分類

一 傷害（業務傷害および職業病を含む）

一 括給付、一時金補償、混合形態、運送中の旅客

二 疾病

一 括給付、一時金補償、混合形態

三 陸上車両の車体（鉄道車両を除く）

次に掲げるものが被った全損害

自動車の車両、自動機関を有しない陸上車両

四 鉄道車両の車体

鉄道車両が被った全損害

五 航空機の機体

航空機が被った全損害

六 海上、湖上および河川上運送用具の船体

イタリア損害保険業法における事業開始の条件 岡田

次に掲げるものが被った全損害

河川上運送用具、湖上運送用具

七 運送中の貨物（貨物、手荷物およびその他の全財産を含む）

運送手段の性質のいかんを問わず、運送中の貨物または手荷物が被った全損害

八 火災および自然災害

財産が被った全損害（種目三番、四番、五番、六番および七番に含まれる財産を除く）であって、次に掲げるものを原因とするもの

火災、爆発、暴風雨、暴風雨以外の自然災害、原子力、土地の陥没

九 財産に対するその他の損害

電または氷および盗難以外の事象を原因として財産が被った全損害（種目三番、四番、五番、六番および七番に含まれる財産を除く）であって、種目八番に含まれる種目を除く

一〇 陸上車両民事賠償責任

陸上車両の使用に伴って生じた全責任（運送人の責任を含む）

一一 航空機民事賠償責任

航空機の使用に伴って生じた全責任（運送人の責任を含む）

一二 海上、湖上および河川上運送用具による民事賠償責任

海上、湖上および河川上の運送用具の使用に伴って生じた全責任（運送人の責任を含む）

一三 普通民事賠償責任

種目一〇番、一一番および一二番に示されたもの以外の全責任

一四 信用

支払不能による財産上の損失、輸出信用、割賦販売、抵当信用、農業信用

一五 保証

直接保証、間接保証

一六 各種金銭損害

雇用に関連する危険、収入の減少（一般的）、異常気象、利益の逸失、一般経費の継続、予想外の取引経費、市場価格の喪失、賃貸料および収入喪失、前掲以外の間接的な取引損害、取引以外の金銭損害、その他の金銭損害

一七 訴訟費用

各種目の中に含まれる危険を、その他の種目の中に分類してはならない。ただし、C項目に定められる場合は、この限りではない。

一八 旅行者救済費用

B 同時に複数の種目について交付される免許の名称

免許が同時に関連する場合には、

a 種目一番および二番：《傷害および疾病》の名称で免許が交付される。

b 種目一番の四番目、三番、七番および一〇番：《自動車保険》の名称で免許が交付される。

c 種目一番の四番目、四番、六番、七番および一二番：《海上および運送保険》の名称で免許が交付される。

d 種目一番の四番目、五番、七番および一三番：《航空保険》の名称で免許が交付される。

e 種目八番および九番：《火災およびその他の財産損害》の名称で免許が交付される。

f 種目一〇番、一一番、一二番および一三番：《民事賠償責任》の名称で免許が交付される。

イタリア損害保険業法における事業開始の条件 岡田

g 種目一四番および一五番：《信用および保証》の名称で免許が交付される。

h 全種目：《全損害種目》の名称で免許が交付される。この名称はその他の加盟国および委員会に連絡しなければなら
ない。

C 付随的危険

ひとつまたは一群の種目に付随する主たる危険について免許を取得した企業は、その他の種目に含まれる危険が次の各番
のひとつに該当する場合には、その危険について別段の免許が申請されることなく、これを引き受けることができる。

主たる危険と関連する場合

主たる危険に対して保証される主体に関連する場合

主たる危険を保証するその契約によって引き受けられる場合

ただし、A項目の種目一四番および一五番に含まれる危険は、その他の種目の付随的危険とみなされない。

(付記) 本稿の執筆にあたり、財団法人生命保険文化研究所の研究助成金(平成二年度)を受けた。同研究助成

に対し、また日頃の格別のご高配に対して、厚く御礼申し上げる次第である。